

柳井市の制度融資

資金名	融資の対象	融資限度額	融資利率 年%	保証料率 年%	融資期間 (据置期間)	摘要	
特別小口資金	小規模事業者 常用雇用者が20人（商業・サービス業の場合は5人） 以下の方	750万円	1.3	保証協会所定の率 全額市が助成	7年以内		
中小企業振興資金	中小企業者 資本金3億円以下（小売・サービス業5,000万円、卸売業1億円以下）又は常用雇用者数が300人（小売50人、サービス業・卸売業100人以下）以下	1,200万円	1.4		運転7年以内（12月） 設備10年以内（12月）		
活性化対策特別資金	公共事業対策資金	市内で1年以上事業を営む中小企業であって、公共事業の施行により、事業活動に直接支障を受け売上が前年度と比較し、著しく減少又は、店舗の改装及び移転等を余儀なくされたもの	3,000万円 運転1,000万円		1.4	運転5年以内（12月） 設備15年以内（24月）	
	独立開業資金	<ul style="list-style-type: none"> これまで行っていた事業の属する業種と異なる業種の事業を行おうとするもの 開業した日から起算して1年を経過していないもの 市内で新たに開業する場合に資金を必要とするもの 上記いずれかの対象者のうち、柳井地域中小企業支援センターアドバイザーまたは市内貸付金融機関の指導を受けたもの	1,000万円 (認定特定創業支援事業の支援を受けたものは、1,500万円)		1.0	運転7年以内（12月） 設備10年以内（12月）	
中小企業連鎖倒産防止対策資金	市内で1年以上事業を営む中小企業で倒産企業が発行する債権の残高確認証を有すること	300万円	1.3		4年以内（12月）		
大型店等対策資金	大型店及び大規模な小売業者又はサービス業者の進出に影響を受ける市内の小売業者・飲食店又は、サービス業者で、市内に1年以上居住しかつ引き続き1年以上現事業の営業経歴を有するもの	3,000万円 運転1,000万円	1.4		運転5年以内（12月） 設備15年以内（24月）		
中小企業短期資金	市内で1年以上事業を営む中小企業であって、ボーナス支給、一時的増加仕入資金、工事立替資金、その他諸決済等一時的な資金需要があるもの	800万円	1.2		保証協会所定の率	5か月以内	

※融資利率は、令和3年4月1日現在のもので、金融情勢等により変動することがあります。

※保証人は、原則として法人の代表者以外不要です。また原則として中小企業短期資金を除き、必要に応じて担保を徴収します。

※事業計画が妥当であり、貸付金の返済能力があると認められるものが融資の対象となります。

※詳しくは、柳井商工会議所（0820-22-3731）または柳井市役所商工観光課（0820-22-2111 内線361）にお問い合わせください。